

津市住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する事務取扱要綱

平成18年1月1日訓第201号

改正 平成18年10月30日訓第218号

平成24年11月9日訓第47号

平成26年10月31日訓第82号

令和3年9月30日訓第60号

令和7年7月14日訓第55号

令和7年12月2日訓第64号

(目的)

第1条 この要綱は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第11条及び第11条の2の規定に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧（以下「閲覧」という。）について、基本的な事務取扱いを定めることにより、住民のプライバシーの保護等を図るとともに、住民基本台帳制度の適正な運用と円滑な事務処理に資することを目的とする。

(閲覧の請求及び申出並びに審査)

第2条 市長は、閲覧の請求又は申出をする者（以下「請求者等」という。）に対して、次の各号に掲げる請求及び申出の区分に応じ、当該各号に定める請求書及び申出書の提出を求め、その内容を審査し、閲覧の可否を決定するものとする。

(1) 法第11条第1項の規定に基づく請求（次号に掲げる請求を除く。）

住民基本台帳の一部の写しに係る閲覧請求書（第1号様式）

(2) 法第11条第1項の規定に基づく請求のうち、犯罪捜査に関するものその他特別の事情により請求事由を明らかにすることが事務の性質上困難であるもの 住民基本台帳の一部の写しに係る閲覧請求書（第2号様式）

(3) 法第11条の2第1項の規定に基づく申出 住民基本台帳の一部の写しに係る閲覧申出書（第3号様式）

2 市長は、前項の場合において必要と認めるときは、請求若しくは申出の目的についての説明を求め、又は請求若しくは申出の目的を明らかにする書類（調査等の内容が分かる資料及び予定する成果物等を含む。）の提出を求めるものとする。

(閲覧の請求又は申出に応じない場合)

第3条 市長は、閲覧の請求又は申出があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該請求又は申出には応じないものとする。

- (1) 執務に支障があると認められるとき。
- (2) 天災等により住民基本台帳が亡失し、又は毀損したとき。
- (3) 請求者等が手数料を納付しないとき。
- (4) 多数の者が一時に閲覧の請求又は申出をし、その使用が競合したとき。
- (5) 他人の名誉の棄損、差別的事象等個人のプライバシーの侵害につながるおそれがあると認められるとき。
- (6) 写真機、複写機、録音機等を用いての閲覧の請求又は申出があったとき。
- (7) 請求者等が、前条の規定に基づく書類の提出に応じないとき。
- (8) 偽りその他不正の手段による閲覧の請求又は申出の違反行為を繰り返す者からの請求又は申出があったとき。
- (9) 不当な目的に利用されるおそれがあると認められるとき。

(郵便による閲覧の請求又は申出についての取扱い)

第4条 市長は、郵便による閲覧の請求又は申出があった場合においては、原則として前2条の規定に準じて取り扱うものとする。

(閲覧を行う者の確認)

第5条 市長は、閲覧を行う者（以下「閲覧者」という。）に対して、身分証明書等の提示を求めて、閲覧者本人であることを確認するものとする。

(閲覧の方法)

第6条 閲覧に供する名簿は、住民基本台帳のうち氏名、氏名の振り仮名、生年月日、性別及び住所に係る部分を写したもの（以下「閲覧用リスト」という。）とする。

- 2 閲覧者は、閲覧用リストの内容について、住民基本台帳の一部の写しの閲覧用紙（第4号様式）に転記しなければならない。
- 3 閲覧者は、閲覧用リストの損傷又は散逸をすることがないように、職員の指示に従わなければならない。
- 4 閲覧終了後、職員は、転記内容について、請求書又は申出書と照合するなどの点検を行うものとする。

(閲覧することができる日時等)

第7条 閲覧することができる日については、次に掲げる日以外の日とする。

- (1) 土曜日

(2) 日曜日

(3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(4) 12月29日から翌年の1月3日まで

(5) 市長が特に事務に支障が生ずると認める日

2 閲覧することができる時間は、午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時までとする。

（閲覧人数と日数）

第8条 閲覧者の人数は申請1件につき2名とし、日数は半期（4月1日から9月30日までと10月1日から3月31日までの間）ごとに半日を単位として3日間を限度とする。

（情報の適正な管理）

第9条 請求者等は、閲覧により知り得た情報（以下「閲覧情報」という。）を適正に管理するとともに、請求又は申出の目的の範囲内で使用しなければならない。

（閲覧情報使用後の処分）

第10条 請求者等は、閲覧情報の使用後、当該情報を記録した書類や媒体を適正な方法で処分し、市長に対して閲覧情報処分状況報告書（第5号様式）を提出しなければならない。

（配偶者からの暴力等の被害者に係る支援措置）

第11条 市長は、配偶者からの暴力（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力をいう。）、ストーカー行為等（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第6条に規定するストーカー行為等をいう。）、児童虐待（児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待をいう。）及びこれらに準ずる行為の被害者で支援措置を申し出ている者に係る部分を除外し、又は抹消した閲覧用リストを閲覧に供するものとする。ただし、市長が閲覧の請求又は申出に特別の必要があると認めるときは、この限りでない。

（手数料）

第12条 この閲覧の手数料は、住民基本台帳の一部の写しの閲覧用紙1枚を1件として津市手数料徴収条例（平成18年津市条例第73号）に基づく額とする。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、閲覧に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成18年10月30日訓第218号）

この訓は、平成18年11月1日から施行する。

附 則（平成24年11月9日訓第47号）

この訓は、平成24年11月12日から施行する。

附 則（平成26年10月31日訓第82号）

この訓は、平成26年11月1日から施行する。

附 則（令和3年9月30日訓第60号）

この訓は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和7年7月14日訓第55号）

この訓は、令和7年10月1日から施行する。

附 則（令和7年12月2日訓第64号）

この訓は、令和8年2月2日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

住民基本台帳の一部の写しに係る閲覧請求書

年 月 日

（宛先）津市長

（国又は地方公共団体の機関の長）印

住民基本台帳法第11条第1項の規定に基づき、次のとおり住民基本台帳の一部の写しの閲覧を請求します。

請求機関の名称				
閲覧者	職名		氏名	
事務責任者	職名		氏名	
請求事由				
請求に係る住民の範囲				

第2号様式（第2条関係）

住民基本台帳の一部の写しに係る閲覧請求書

年 月 日

（宛先）津市長

（国又は地方公共団体の機関の長）印

住民基本台帳法第11条第1項の規定に基づき、次のとおり住民基本台帳の一部の写しの閲覧を請求します。

請求機関の名称				
閲覧者	職名		氏名	
事務責任者	職名		氏名	
請求を必要とする事務の内容				
根拠法令				
請求事由を明らかにすることが困難な理由				
請求に係る住民の範囲				

第3号様式（第2条関係）

住民基本台帳の一部の写しに係る閲覧申出書

年 月 日

（宛先）津市長

(〒)

住所
申出者氏名

(印)

〔 法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所
在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話

(〒)

所在地
共同申出者 名称

代表者の氏名 (印)

電話

住民基本台帳法第11条の2第1項の規定に基づき、次のとおり住民基本台帳の一部の写しの閲覧を申し出ます。

閲覧事項の利用目的		
申出に係る住民の範囲		
閲覧者	住所	
	氏名	
指定者 (※個人の場合)	住所	
	氏名	
	申出者との関係	
閲覧事項取扱者の範囲 (※法人の場合)		
	活動責任者	住所（又は役職名） 氏名
閲覧事項の管理方法		
利用する場合 (※調査研究に)	成果の取扱い	
	実施体制	
委託者がいる場合	住所 (所在地)	
	氏名 (法人名及び代表者名)	

※ 申出者（法人その他の団体にあつては、代表者）又は共同申出者の代表者の氏名を自署する場合は、押印をそれぞれ省略することができます。

第4号様式（第6条、第12条関係）

年 月 日作成

住民基本台帳の一部の写しの閲覧用紙

【三重県津市】

	住 所	氏名の振り仮名		生年月日	性 別
		氏 名	旧氏の振り仮名	旧氏又は通称	
1				・ ・	男 女
2				・ ・	男 女
3				・ ・	男 女
4				・ ・	男 女
5				・ ・	男 女
6				・ ・	男 女
7				・ ・	男 女
8				・ ・	男 女
9				・ ・	男 女
10				・ ・	男 女

※1行に1名を記入してください。

／ 頁

閲覧情報処分状況報告書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住所
申出者氏名

（印）
〔 法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所
在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話

住民基本台帳の一部の写しの閲覧に当たり、請求時の閲覧目的が終了し、閲覧情報について、

電算処理等加工したのものも含めすべて責任をもって処分しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 閲覧年月日
- 2 閲覧件数
- 3 処分年月日
- 4 処分方法

※ 処分後速やかに提出してください。

※ 提出されない場合や、内容に不備や疑わしい点等がある場合、次回から津市での閲覧をお断りする場合があります。

※ 申出者（法人その他の団体にあつては、代表者）の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。